

令和3年度

山形県公立大学法人

年度計画

令和3年3月

山形県公立大学法人

目 次

第 1 年度計画の期間 1

第 2 山形県立米沢栄養大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1	教育に関する目標を達成するための措置	1
(1)	教育の内容及び成果	1
(2)	教育実施体制の充実	2
(3)	学生の確保	3
(4)	学生支援の充実	4
2	研究に関する目標を達成するための措置	5
(1)	研究活動の積極的な推進及び研究成果の発信	5
(2)	研究実施体制の整備	5
3	地域貢献に関する目標を達成するための措置	5
(1)	地域で活躍する人材の輩出	5
(2)	地域社会への参画	6
(3)	教育研究成果の地域への還元	6
(4)	他大学との連携	6
(5)	高等学校等との連携	6
(6)	県民への学びの機会の提供	6
4	国際交流に関する目標を達成するための措置	6

第 2 の 2 山形県立米沢女子短期大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1	教育に関する目標を達成するための措置	7
(1)	教育の内容及び成果	7
(2)	教育実施体制の充実	7
(3)	学生の確保	8
(4)	学生支援の充実	9
2	研究に関する目標を達成するための措置	10

(1) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の発信	10
(2) 研究実施体制の整備	11
3 地域貢献に関する目標を達成するための措置	11
(1) 地域で活躍する人材の輩出	11
(2) 地域社会への参画	11
(3) 教育研究成果の地域への還元	11
(4) 他大学との連携	11
(5) 高等学校等との連携	11
(6) 県民への学びの機会の提供	12
4 国際交流に関する目標を達成するための措置	12

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	12
2 教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置	12
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	13
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	13

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	13
(1) 外部研究資金の獲得	13
(2) その他自己収入の確保	14
2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置	14
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	14

第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	14
2 情報公開及び情報発信の推進に関する目標を達成するための措置	14

第6 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置	15
2 人権に関する目標を達成するための措置	15

3	法令遵守に関する目標を達成するための措置	15
---	----------------------	----

第7 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画

1	予算	16
2	収支計画	16
3	資金計画	17

第8 短期借入金の限度額

1	短期借入金の限度額	17
2	想定される理由	17

第9 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

		17
--	--	----

第10 第9に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

		17
--	--	----

第11 剰余金の使途

		18
--	--	----

第12 山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

1	施設及び設備に関する計画	18
2	人事に関する計画	18
3	積立金の使途	18
4	その他法人の業務運営に関し必要な事項	18

第1 年度計画の期間

この年度計画の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とする。

第2 山形県立米沢栄養大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容及び成果

① 学部教育

豊かな人間性と、幅広く深い教養と知識のうえに、栄養に関する高度な専門知識と専門技術を身に付けた国際的な視野を有する人材を育成する教育を全教員の共通認識のもと展開する。

また、教育の成果として、地域の栄養政策を牽引できる管理栄養士や学校における食育推進の中核的な役割を担う栄養教諭を輩出するなど、保健・医療・福祉・介護など、県内各界において食を通じた健康づくりを担い、広い視野を持ち活躍する人材を養成するため、教育に関する諸分野において、以下に掲げる計画を着実に実行する。

ア 令和2年4月に日本栄養改善学会から示された、栄養学教育モデル・コア・カリキュラムを参考としつつ、カリキュラムマップの作成にむけて準備をするとともに、教育課程・教育内容の検討を継続的に行う。

イ 令和2年度からの高等教育の修学支援新制度による、成績評価異議申立てに関する細則を適切に運用する。また、GPA値活用の妥当性を検証するとともに、成績に関する学生からの相談体制を充実させる。

ウ 学生が授業に主体的に参加し授業内容を深く理解できるように、本学のカリキュラムの適合性について確認を行う。

エ 前期及び後期に「授業評価アンケート」を実施するとともに、同アンケートで得られた学生からの意見や要望等を基に、授業改善に関する研修会を実施する。

また、より多くの学生からの意見を得られるように「授業評価アンケート」の実施時期・期間について検討を行う。

② 大学院教育

栄養に関するより高度な専門知識と専門技術を身に付け、医療・福祉・介護などの現場で指導的役割を果たす人材や、行政・研究機関等で栄養に関する施策の推進

や地域の栄養課題の解決に貢献する人材、管理栄養士等を養成する施設において指導を行う人材を育成するため、教育研究に関する諸分野において、以下に掲げる計画を着実に実行する。

ア 大学院教員の資質向上を図る研修を実施するとともに、研究科全体の教育研究水準の向上のため、健康栄養科学系の研究科を有する他大学院をはじめとした外部機関との情報交換を積極的に行い、連携・協働の可能性を検討する。また、学生が主体的に学修、研究を行うことのできる環境の整備など、教育研究の充実に向けた取組みを進める。

イ 地域の栄養課題を踏まえつつ、学生の要望・資質を十分に考慮した研究課題を選定し、学生の主体的な研究活動を指導していく。研究指導には主・副研究指導教員の他、必要に応じ他領域の教員が助言できる体制を継続するとともに、学生の学修状況や成績評価結果を研究科教員全員で共有し、少人数教育を活かした個別指導を実施する。少人数の学生を対象としたグループワーク等の教育方法のあり方については、外部機関との連携・協働の可能性も含めて検討を行う。

また、授業や研究において、優れた研究文献や欧米の文献などを積極的に取扱うとともに、学生を学会等に参加させるなど、新しい知見の修得や最新の研究動向を押さえて学修・研究できるような環境整備に努める。

ウ 学生の学修環境に応じ、土曜日の授業開講や遠隔授業の実施、長期履修制度の活用など、柔軟な対応を継続するとともに、社会人学生に配慮した授業のあり方を検討する。

エ 学位論文審査を含む成績評価について、公正、適正に行われているか検証しながら実施する。

(2) 教育実施体制の充実

① 教員の配置

各教員の専門領域や資質、適正を考慮のうえ、大学院の運営にも配慮しながら、学生や地域のニーズに対応できる教員、外部講師等の配置に努める。

また、地域での農業体験を取り入れながら、山形の歴史や食文化を学ぶ科目を開講する。実施にあたっては、地域特性に対する理解を深めるため、地域で活躍する専門家を活用する。

② 教育環境

ア 教育環境等に関する学生の意見を聴取するために、学生代表と法人理事等の対

話の機会を設けるとともに、常設する「学生の声アンケート」について前期及び後期に強化期間を設ける。学生の意見や要望は、自己評価改善・SDFD委員会と担当委員会が協力し、教育環境の充実及び改善につなげる。

イ 講義や実験実習を効果的に行うことができるよう、視聴覚機器に関する定期的な点検、情報機器や実験実習用備品等の整備に努めるとともに、現有機器や備品について更新の検討を進める。

ウ 電子書籍を含めた収蔵書籍の充実、ほかの図書館と連携した相互貸借、土曜日開館、講義期間及び前期補講試験期間の開館時間延長を継続し、学生及び教員、地域住民の利便性向上を図る。

また、図書館内の環境整備については、アンケート等を実施して利用者の意見や要望を集約し、随時検討のうえ、必要に応じて対応する。

(3) 学生の確保

ア 県内出身者をはじめとする志願者の確保に向け、以下の方策に取り組み、次の入試形態ごとの目標を達成するよう努める。

- ・一般選抜

志願者倍率 4.6倍

- ・学校推薦型選抜(社会人選抜を含む)

志願者倍率 1.5倍

イ アドミッション・ポリシーを踏まえた上で、入学時のプレイスメントテストの結果やGPAと入試形態の関連性並びに入学者アンケートや卒業生アンケートの結果を整理しながら、引き続き入試制度の検証を行う。

また、学習指導要領の改訂への対応等、将来の大学入試改革に伴う入試制度の変更事項を確実に履行する体制づくりを行う。

ウ 高校進路指導担当者説明会や高校訪問を実施し、また、各高校や企業が実施する模擬授業や大学説明会に参加するなど、積極的に高等学校との連携強化に努める。実施にあたっては、県内を中心としながらも、東北地方(特に宮城県、福島県)の主要進学校も視野に入れながら、志願者の確保に努める。併せて、長期休業期間中に学生特使を出身校に派遣する。

エ オープンキャンパスの内容について、前年度の参加者アンケートや高校側の要望等を踏まえながら、内容・開催時期についてプログラミングを行い、年2回実施する。また、大学ホームページや大学案内の内容及び効果について検討し、入試広報

戦略を再構築する。併せて、模擬授業等のW e b配信や、S N S等を活用した情報発信を行うことで、より直接的かつ戦略的に受験生へ本学をP Rする。さらに、(一社)全国栄養士養成施設協会や(公社)日本栄養士会等の関係機関・団体との連携を図り、管理栄養士及び本学の特色をP Rする。

オ 遠隔授業の実施など、社会人が仕事と学業の両立を図れる学修環境を広報するとともに、管理栄養士の働く職場や学生等から情報を収集しながら、学生の確保につながる学修環境の改善方法を検討する。

(4) 学生支援の充実

① 学修支援

ア 1学年2人担任制を継続するとともに、年2回の個人面談を引き続き実施する。あわせて、きめ細やかな学生指導のために、担任業務の検討を適宜行う。

また、新型コロナウイルス感染予防のために遠隔授業を実施する場合には、S N SやW e b会議システム等を活用したガイダンスの実施、授業についての詳細な情報提供、相談窓口の設置等により、学生の遠隔授業に対する不安を解消することに努める。

イ 障がい等のある学生を支援するため、教職員が障がい等を理解する機会を設けるとともに、学生との定期的な面談等を通して、学生のニーズに応えた支援を行う。

そのほか、多様な学修ニーズに対応した教育として、社会人学生や科目等履修生制度について大学ホームページを活用し周知に努める。

② 生活支援

ア 各相談機関や関係機関が可能な限り情報を共有し、特に教員と学生支援担当職員・看護師との連携を強化することで、学生への適切な支援に努める。

イ 授業料減免制度や奨学金制度に関する情報提供により学生が利用しやすい環境整備に努めるとともに、各制度を活用し学資等の確保が困難な学生への支援を行う。

ウ 自治会総会や学寮入寮者対象の寮務寮生会議等に関係教職員が参加し、学生からの意見や要望を聞き取るとともに、適宜改修等を行っていく。

③ キャリア支援

ア 1～3年生を対象とした「O B・O Gの話聞く会」を開催し、様々な場所で活躍する管理栄養士の役割を理解するとともに、自身の進路についてイメージを

深めることができるようにする。また、エンプロイメントアドバイザー（就職相談員）による学生の面談を1年次から継続して実施し、一人一人へのきめ細やかな指導助言を行う。

イ 管理栄養士国家試験の合格率100%を目指し、国家試験に関する情報提供、休日における自習室の開放を行う。また、学内模試及び業者模試を実施し、必要に応じて個別面談を行い、資格取得に向けた支援策を効果的に実施する。

ウ 学生の進路目標を達成するために、希望職種に応じた対策ガイダンスや個別指導、図書の購入等を実施し、学生の希望に応じたきめ細やかな支援を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の発信

ア 行政や関係機関等と積極的に情報交換を行い、それらの施策や動向、地域の課題等の把握に努めるとともに、学外からの相談対応、共同研究及び受託研究を推進する。

また、地域連携・研究推進センターの研究や活動成果については、ホームページの活用や報告書の発行などにより、広く情報発信を行う。

イ 本学の資金支援制度（共同研究費・戦略的研究推進費）の積極的な活用を促進するとともに、自己評価改善・SDFD委員会との連携による外部資金獲得に向けた研修会などを開催し、教員が科学研究費補助金をはじめとする外部資金獲得を行うための活動支援を実施する。

(2) 研究実施体制の整備

教員業績評価や学外での研修制度の活用により、教員の研究に対するモチベーション向上につなげるとともに、各種研修会の開催により、職員全体で課題の共有化を図り、各種委員会活動や事業等が効果的かつ効率的に実施できる体制を構築する。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域で活躍する人材の輩出

ア 地域で活躍する人材の育成に資するよう、県内の病院や福祉施設、保健所等と連携し、現場での実習を伴う教育を実施する。

また、実習をより効果的に実施するため、実習先との意見交換等を通して現場の意見を取り入れ、必要な見直しを行う。

イ 県内企業見学バスツアーを新たに企画し、学生が県内企業への認知を高める契機となる取り組みを実施する。また、教職員による県内企業への積極的なPRや、県や市町村・商工会議所等に対し学生の採用を働きかける活動を実施し、積極的なPR活動を展開する。

ウ 卒業生に対する県内就職に関する情報提供のあり方について検討を行う。

(2) 地域社会への参画

学生の課外活動や学園祭等の学生の自主的な活動を支援するとともに、地域のイベント等を掲示等で広く周知する。

(3) 教育研究成果の地域への還元

県関係部局をはじめとする行政機関や他大学、企業、関係機関等との情報交換に努めるとともに、それらと連携した健康や栄養に関する活動を通して地域貢献を行う。

(4) 他大学との連携

「大学コンソーシアムやまがた」の他大学との単位互換や大学等進学説明会などの活動に参加するとともに、県内大学の中でも特に、山形県立保健医療大学との学生の交流等を通じて連携を推進する。

(5) 高等学校等との連携

県内外の高校や小中学校で模擬授業や公開講座等を積極的に行い、その授業等において健康増進に係る管理栄養士の役割等を説明し、小中高校と連携して、本学趣旨を理解した受験者の確保を図る。

(6) 県民への学びの機会の提供

新型コロナウイルスの感染状況も踏まえ、リモート化の手法活用も検討しながら、栄養や健康をテーマとした公開講座やリカレント講座を開講し、地域の栄養関係者をはじめ広く県民が学び続けることができる機会の提供を図る。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

ア 地域で開催される国際交流活動への積極的な参加を学生に促し、また国際的に活躍している管理栄養士・栄養士等の活動に触れたり、多文化共生についての理解を深める機会を作るなど、学生の多文化共生への理解や国際感覚の育成に努める。

イ 本学教員の海外における研究活動を支援して海外情報の収集に努めるとともに、必要に応じてその情報を学内で共有し、教育研究に活用する。

第2の2 山形県立米沢女子短期大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容及び成果

教養と実学をバランスよく身に付け、課題探求能力とコミュニケーション能力を持った学生を育成・輩出するため、全教員の共有認識のもと教養教育と専門教育の融合を図りつつ、教育に関する諸分野において、以下に掲げる計画を着実に実行する。

ア 共通教育担当教員会議の設置検討を進めるとともに、確かな知識と教養に裏付けられた専門性の高い人材を育成するため、共通教育のうち教養教育科目について、これまでの教育課程の点検を含め、教育課程の改善に向けた検討を行う。

イ 他大学単位互換科目や既修得単位認定科目において、履修状況の確認及び現状把握を行い、改善の有無を検討する。

また、同一法人である栄養大との単位互換科目の拡大の可能性について検討する。

ウ より効果的な学修の実現のために、授業評価アンケート等で学生の主体的学修の取組状況を確認するとともに、授業評価アンケート結果を教職員にフィードバックし、授業内容の充実やシラバス記載内容の改善を図るための検討を行う。

また、授業改善ワークショップ等の開催により、より高い教育効果が得られる授業運営を研究していく。

エ 前期及び後期に「授業評価アンケート」を実施するとともに、同アンケートで得られた学生からの意見や要望等を基に、授業改善に関する研修会を実施する。

また、より多くの学生からの意見を得られるように「授業評価アンケート」の実施時期・期間について検討を行う。

オ 令和2年度からの高等教育の修学支援新制度による、成績評価異議申立てに関する細則を適切に運用する。

また、GPA値活用の妥当性を検証するとともに、成績に関する学生からの相談体制を充実させる。

(2) 教育実施体制の充実

① 教員の配置

各教員の専門領域や資質・適性を考慮のうえ、学生や地域のニーズに対応し、効果的な教育を実現できる教員、外部講師等の配置に努める。

また、地域で活躍する方々を講師とする「総合教養講座」を継続して開催し、外

部有識者の積極的な活用を図るとともに、学生や社会のニーズに対応できるよう、授業終了後にアンケートを実施し、その結果を内容及び講師の選定に活用する。

② 教育環境

ア 教育環境等に関する学生の意見を聴取するために、学生代表と法人理事等の対話の機会を設けるとともに、常設する「学生の声アンケート」について前期及び後期に強化期間を設ける。学生の意見や要望は、自己評価改善・SDFD委員会と担当委員会が協力し、教育環境の充実及び改善につなげる。

イ 講義や演習・実習を効果的に行うとともに、教育研究に支障が生じることの無いよう、視聴覚機器に関する定期的な点検、情報機器や実験実習用備品等の整備に努めるとともに、現有機器や備品について更新の検討を進める。

ウ 電子書籍を含めた収蔵書籍の充実、ほかの図書館と連携した相互貸借、土曜日開館、講義期間及び前期補講試験期間の開館時間延長を継続し、学生及び教員、地域住民の利便性向上を図る。

また、図書館内の環境整備については、アンケート等を実施して利用者の意見や要望を集約し、随時検討のうえ、必要に応じて対応する。

(3) 学生の確保

ア 県内出身者をはじめとする志願者の確保に向け、イ～エの方策に取り組み、次の入試形態ごとの目標を達成するよう努める。

・一般選抜

志願者倍率 3.3倍

・学校推薦型選抜

志願者倍率 1.0倍

・総合型選抜（自己推薦）

志願者倍率 1.3倍

・総合型選抜（AO）

志願者倍率 1.7倍

また、アドミッション・ポリシーをより反映した入試にするため、前年度の入試の結果を踏まえ、各学科の入試内容（入試形態・募集人員・面接及び試験問題の内容等）の見直しを行う。

イ 入試状況や入学予定者調査等の分析をもとにして、志願者確保のための効果的な広報活動を展開する。

また、より多くの志願者を確保するため、前年度の入試結果を踏まえ、入試内容等(入試形態・募集人員・出願資格、出願方式、入試会場)について検討する。

このほか、入試改革による入試形態ごとの志願者数の増減や評価方法を不断に検証し、適正な入試の実施に努める。

ウ 前年度に実施した入試の結果を踏まえながら、県内志願者の増加につながるよう、以下の方策を実施する。

i 県内高校の進路担当教員等を対象とした大学説明会を開催する。

ii 訪問を実施する教員に高校側への説明事項を周知徹底したうえで、積極的に高校訪問を実施する。また、学校推薦型選抜後も、主に県内高校を対象とした訪問を必要に応じて実施する。

iii 学生特使の実施時期及び人数配分を各学科の進路の実情に応じて検討し、適切に実施する。

エ オープンキャンパスの開催にあたり、前年度の実施状況、参加者アンケートの結果及び参加人数を踏まえ、開催時期及び実施内容について検討を行い、参加者にとって参加しやすく、本学の特色をより効果的に伝えられる内容に改善する。

また、入試情報・大学情報の重要な情報発信媒体であるホームページについて、閲覧状況を解析し、利用者がより見やすいように入試関連ページを改善する。このほか、高校生が多く利用しているSNSを積極的に活用し、本学の総合短期大学としての特色や入試及びオープンキャンパスの情報を分かりやすく伝える。

(4) 学生支援の充実

① 学修支援

ア 担任制によるきめ細かな指導のほか、全教員がオフィスアワーの設定やSNSによる相談受付を行うとともに、その相談窓口の連絡先等を学生に明示し、学修について学生がいつでも相談できる体制の整備に努める。

また、新型コロナウイルス感染予防のために遠隔授業を実施する場合には、SNSやWeb会議システム等を活用したガイダンスの実施、授業についての詳細な情報提供、相談窓口の設置等により、学生の遠隔授業に対する不安を解消することに努める。

イ 障がい等のある学生を支援するため、教職員が障がい等を理解する機会を設けるとともに、学生との定期的な面談等を通して、学生のニーズに応えた支援を行う。

また、多様な学修ニーズに対応した教育として、社会人学生や科目等履修生制度について大学ホームページを活用し周知に努める。

② 生活支援

ア 各相談機関や関係機関が可能な限り情報を共有し、特に教員と学生支援担当職員・看護師との連携を強化することで、学生への適切な支援に努める。

イ 授業料減免制度や奨学金制度に関する情報提供により学生が利用しやすい環境整備に努めるとともに、各制度を活用し学資等の確保が困難な学生への支援を行う。

ウ 自治会総会や学寮入寮者対象の寮務寮生会議等に関係教職員が参加し、学生からの意見や要望を聞き取るとともに、適宜改修等を行っていく。

③ キャリア支援

ア 学生の希望進路に応じた各種講座の実施や学生相談へのきめ細かな対応、学生への適時の進路情報提供などを行うとともに、キャリア支援センター職員のスキルアップを図りながら、総合的なキャリア支援を展開する。

また、キャリア支援センターに配置したキャリアコンサルタントの効果的な活用を通じて、キャリア支援の充実を図る。

イ 就職希望者の就職率向上を目指し、就職に役立つ各種講座、キャリアコンサルタントによるキャリアカウンセリング等の実施、地元企業訪問などによる求人開拓、学内企業説明会の開催のほか、学外の企業説明会やインターンシップへの参加、各種資格試験受験に対する支援を継続して実施する。

また、労働・雇用関係者やOGと協力した学生への情報提供や就職活動支援等について検証し、その充実を図る。

ウ 編入学希望者の合格率向上を目指し、編入学状況の変化に対応した各種講座や模擬試験の開催、情報提供、相談・支援体制の整備のほか、編入学英語・小論文指導を行う指導員の配置を継続する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の発信

ア 本学の資金支援制度（共同研究費・戦略的研究推進費）の周知・活用や、自己評価改善・SDFD委員会との連携による外部資金獲得に資する研修会開催などを通して、教員が科学研究費補助金をはじめとする外部資金獲得を行うための活動支援

を実施する。

イ 教員の研究成果に関する広報活動として、機関リポジトリ運用指針に従い、大学紀要及び生活文化研究報告書に加え、その他学術雑誌掲載論文等についても積極的に社会に発信していく。

また、生活文化研究所を中心に、地域や社会における課題に対応した研究を推進し、その研究成果を研究成果報告会などを通して積極的に発信していく。

(2) 研究実施体制の整備

教員業績評価や学外での研修制度の活用により、教員の研究に対するモチベーション向上につなげるとともに、各種研修会の開催により、職員全体で課題の共有化を図り、各種委員会活動や事業等が効果的かつ効率的に実施できる体制を構築する。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域で活躍する人材の輩出

本学に対する地域の人材ニーズを把握するため、企業訪問など様々な機会を捉え情報収集を行うとともに、必要に応じてアンケート調査等を実施する。

また、県などの関係機関が実施する県内就職に資する事業と連携し、学生への周知や積極的な参加を促すとともに、県内企業に就職したOGの話聞く機会の設定などの取組みを行う。

(2) 地域社会への参画

学生の課外活動や学園祭等の学生の自主的な活動を支援するとともに、地域のイベント等を掲示等で広く周知する。

(3) 教育研究成果の地域への還元

生活文化研究所の活動を中心として、県内の行政・教育機関や企業、有識者等との共同研究を推進するとともに、その成果を還元し、地域貢献を進める。

(4) 他大学との連携

「大学コンソーシアムやまがた」及び「米沢市学園都市推進協議会」の活動に積極的に参画する。特に近接する栄養大及び山形大学(工学部)との連携を推進していく。

(5) 高等学校等との連携

地域の高校との連携協定に基づいた受講生の受け入れや、県内高校等への出前講座および高校訪問の実施について検討し、可能な範囲でそれらを行う。

また、その機会を利用して、高大連携のあり方を模索するために、大学と高校の実

情等について積極的に情報交換を行う。

以上のような活動を通して、地域教育への貢献を行うとともに、県内進学者の増加に努める。

(6) 県民への学びの機会の提供

地域のニーズに即した公開講座や講師派遣を実施し、地域住民や児童生徒に対して「学び」の機会を提供する。また、新しい生涯学習・リカレント教育の一環として「授業の開放」を行うために、単位認定を目的としない聴講生制度について検討を行う。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

ア 令和元年度から新たに実施することとした「異文化理解実習」について、より多くの学生が参加しやすくするための工夫について検討する。

また、学生の多文化共生への理解と国際感覚を涵養するため、米沢市国際交流協会や山形大学工学部などと連携し、地域における国際交流活動に対する学生の積極的な参加を促進する。

イ 国際化に対応した教育研究を推進するため、本学教員の国際学会への出席や海外での研究活動を支援する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

ア 機動的・効率的な法人及び大学運営が行われるよう、法人役員等による定期的な会議を通して各理事及び管理職が情報を共有し、理事長を補佐する執行体制の強化に努めるとともに、学長裁量経費の活用などを通して戦略的な運営に取り組む。

イ より効果的な運営体制の構築を目指し、委員会等の学内組織について、法人役員会議で検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

ウ 幅広い意見を大学運営に反映できるよう、理事や審議会委員の改選にあたっては、学外有識者や専門家を積極的に登用する。

2 教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置

ア 栄養大では、教育研究の進歩や、社会の変化及び地域のニーズに的確に対応した優れた教育研究を実施するため、教育課程の点検・見直しを図る。

米短大では、教育課程の点検・見直しなどを継続的に実施していくため、学生部長をトップとする作業部会を設置し、共通教育担当教員会議の設置に向けた検討を行う。

イ 米短大における今後のカリキュラムの改善に向けた検討や、教育研究に支障が生じることの無いよう、施設・設備の計画的な整備・改修を行い、ハード・ソフト両面から教育研究機能の充実を図る。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

ア 各教員の専門領域や資質・適正を考慮のうえ、効果的な教育を実現できる教員、外部講師等の配置に努めるとともに、教員の採用及び選考にあたっては、両大学の人事に関する規程等に基づき、適切に手続きを進める。

また、男女共同参画や女性の職業生活における活躍の推進の観点から、女性研究者の育成及び支援に努める。

イ 学生支援の充実及び教育研究活動の改善向上を目的としたSD並びにFDを実施する。また、学外で開催されている他機関主催の研修会等についても、全教員に対して随時情報を発信し、積極的な活用を促す。

ウ 大学業務の専門性向上を図るための自主的な研修会の開催や各種研修会への参加、OJTによる実務研修等を行い、法人採用職員のキャリア形成を継続的に支援する。

エ 人事評価の実施過程において、年度目標や業務の進め方等について共有を図るとともに、優秀な業績の教員に対しては、特別研究費を交付するなど教員の研究に対するモチベーション向上と研究活動の更なる推進を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

各職員が日頃から業務の効率化、業務システムの有効活用等を心がけるとともに、事務局全体の業務の調整を随時行い、効率化に努める。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(1) 外部研究資金の獲得

学内外の外部資金既得者や資金獲得の際に必須の研究倫理・コンプライアンスに関する有識者による研修会を開催するほか、学外の各種資金支援制度について周知を図り、積極的な活用を努める。

(2) その他自己収入の確保

授業料、入学料などの確実な納付を図るため、一部免除者、徴収猶予者及び支払遅延者の状況を把握し、適宜、適切な督促・指導等を行い、延滞防止に努める。

また、法人基金の募集について、より周知が図られるよう多様な方法について検討を行う。

2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

一層の経費節減に向け、引き続き全教職員の意識を高め、冷暖房機器の温度調整、LED照明への交換、ミスコピー用紙等の再利用やNアップ印刷、両面印刷等による印刷経費の節減を実施するなど、管理的経費については効率的に執行し、経費の節減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

大学施設の有料での地域開放について、その使用料を含め本学のホームページなどで引き続き周知し、施設の有効活用を図る。

また、会計関連規程に基づいた適正な資金管理を引き続き行うとともに、短期の定期性預金などにより、安全かつ効果的に余裕資金を運用し、収入の増加を図る。

第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

令和2年度に受審した「大学認証評価」及び「短期大学認証評価」の受審結果を大学ホームページで公表する。その後、自己評価改善・SDFD委員会が受審結果を精査し、問題点の整理を行い、全学的に共有すると共に大学教育の内部質保証の更なる改善を図る。

2 情報公開及び情報発信の推進に関する目標を達成するための措置

ア 財務諸表や事業報告書、年度計画等の法人の運営に関する情報について、積極的かつ速やかに公開する。

イ 大学案内(2023年度)を作成し、ホームページを随時更新し、SNS(LINE)等の多様な情報発信媒体を効果的に活用することで、大学の特色や魅力を積極的に発信していく。

ウ 法人が保有する個人情報の管理及び個人情報の開示請求について、適宜点検を実施

しながら適切に対応していく。

第6 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置

ア 衛生委員会が中心となって、職員の健康管理に係る情報提供やストレスチェックの実施、職場巡視等を行い、職員の健康の保持増進、職場環境の改善に努める。

イ 事故や犯罪による被害の未然防止に向け、学内施設等の防犯・安全対策の状況を適時点検する。

事故や災害等の発生に備え、「危機管理初動対応マニュアル」の点検・整備を行うとともに、実践的な避難訓練等を実施する。

防犯、防災に係る安全教育について機会を捉えて行うとともに、駅前交番連絡協議会等関係機関との連携体制を強化する。

ウ 大学の情報システムや情報機器を含むネットワーク環境について、随時点検・整備するとともに、情報セキュリティポリシーに基づく講習・周知を行う。

2 人権に関する目標を達成するための措置

ハラスメントに関する国の動きや人権意識向上を含めた研修会を開催し、全教職員に受講を義務づけ、ハラスメントの発生防止に努める。

ハラスメント事案が発生した際は迅速に調査を行い、ハラスメント対策委員会と相談室が緊密に連携しつつ、関係当事者のプライバシーに配慮しながら、適切に対応する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

ア コンプライアンスを推進するための研修会を開催し、教職員の法令遵守に対する意識の向上に努める。

イ 適正な業務運営を確保するため、年1回定期の内部監査を実施するとともに、必要に応じ随時の内部監査を行う。

第7 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画

1 予算(令和3年度)

(単位：千円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	555,292
補助金等収入	60,000
自己収入	361,962
授業料等収入	346,575
その他の収入	15,387
受託研究等収入	200
目的積立金取崩	9,812
計	987,266
支出	
業務費	913,672
教育研究経費	179,710
人件費	733,962
一般管理費	73,394
受託研究等経費	200
施設整備費	0
計	987,266

2 収支計画(令和3年度)

(単位：千円)

区分	金額
費用の部	1,037,786
業務費	916,914
教育研究経費	182,752
受託研究費等	200
人件費	733,962
一般管理費	68,932
その他費用	0
施設整備費	0
減価償却費	51,940
収益の部	1,037,786
運営費交付金収益	555,292
補助金等収益	60,000
授業料収益	294,479
入学金収益	77,347
入学審査料収益	12,316
受託研究等収益	200
その他の収益	15,387
目的積立金取崩	9,812
資産見返負債戻入	12,953

3 資金計画(令和3年度)

(単位：千円)

区分	金額
資金支出	987,266
業務活動による支出	948,279
投資活動による支出	0
財務活動による支出	38,987
次年度への繰越金	0
資金収入	987,266
業務活動による収入	977,454
運営費交付金による収入	555,292
補助金等による収入	60,000
授業料等による収入	346,575
受託研究等による収入	200
その他の収入	15,387
投資活動による収入	0
施設等整備による収入	0
長期貸付金の回収による収入	0
利息受取額	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	9,812

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費

第9 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第10 第9に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第11 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、地域への優秀な人材の輩出等の地域貢献の取組み及び組織運営の改善に充てる。

第12 山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等を行う。

2 人事に関する計画

第3の3「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

3 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上、地域への優秀な人材の輩出等の地域貢献の取組み及び組織運営の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし